

## 公益社団法人みよし市シルバー人材センター備品利用規約

### 趣 旨

第1条 この規約は、公益社団法人みよし市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の備品を利用しようとする場合、以下の条件を満たさなければ利用することができない。

### 利用条件

第1条 備品を利用しようとする者は、以下の条件を満たしたものに限る。

- (1) みよし市内にある団体であり、その団体が主催する事業であって、かつ、収益を目的としない事業で地域の交流、親睦を図ろうとすることが目的に利用する場合
- (2) センターの事業に参画する事業所及び団体であり(1)の条件を基に利用する場合
- (3) 上記2項の条件以外にあっても、その利用について会長が特別にその利用を認めた場合。

### 利用期間及び返却日

第2条 利用期間は、申請届のあった日から利用日の翌日までとし、返却日についてはその翌日とする。ただし、利用日翌日が祝日の場合はその翌日とする。

- 2 利用期間において、12月28日～翌1月3日までの間の利用はできないこととする。また、1月3日が土曜又は日曜日にあたる場合は直近の月曜日以降からしか利用できないものとする。

### 申請方法

第3条 センターの備品を利用しようとする者は、団体、事業所の大小に関わらず、必ず決められた申請手続きをしなければならない。また、申請にあっては、事前にセンター事務局に利用申込みを連絡又は通知し、以下の書類を提出するとともに協議しなければならない。

第4条 利用申請受付期間は、3ヶ月から3日前までとする。ただし、利用者が多数でかつ、同日の利用申請が提出された場合は、公平な決定をするため、申請順により抽選を行い、利用者を決定することとする。

- 2 利用台数は、原則として1団体1台までとする。ただし、事業の目的及び活用趣旨等利用条件について会長が特別にその利用を認めた場合は、備品を追加して利用することができるものとする。

- 3 申請については、シルバーが提供する「申請書（様式1）」に必要事項を明記し提出しなければならない。

### 利用制限

第5条 利用者が備品を破損、汚損等により備品が利用できなくなり、センターに損失を与えた場合は、利用制限を行うこととする。

### 保証及び減免措置

第6条 利用者が備品を破損、汚損等により備品が利用できなくなり、センターに損失を与えた場合は、その修理費及び相当額を補償しなければならない。ただし、自然災害または、相当な理由がある場合は、双方協議により減免することができることとする。

### 附 則

- 1 この規約は、平成25年4月1日から施行する。

### 附 則

- 1 この規約は、平成29年4月1日から施行する。